

南商・やえせ高支の部活動に係る活動方針

沖縄県立南部商業高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校

基本方針

南商・やえせ高支の部活動に係る活動方針（以下「本方針」という）は、沖縄県教育委員会が策定した「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」に則り、子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動の実現のため、本校の生徒にとって望ましい部活動の在り方を構築する観点に立ち、以下の点を重視して、部活動が学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- 生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 部活動の適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

- (1) 校長は、毎年度、本方針を再検討し、策定する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。校長は、本方針及び上記の活動計画等をPTA総会や担任を通して保護者へ周知するとともに、学校のホームページへ掲載する。
- (3) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部活動を設置する。
- (4) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (5) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、部活動顧問や部活動指導員に対して、指導・是正を行う。
- (6) 校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、複数顧問制に取り組む。
- (7) 部活動顧問や部活動指導員は、県教育委員会、学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講する。
- (8) 校長は、校務分掌に部活動担当を位置付け、部顧問会を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検に取り組む。
- (9) 活動に係る経費を要する場合、保護者の経済的負担に配慮し計画を立て、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、「私費会計取扱マニュアル」（令和2年3月改定 沖縄県教育委員会）に則り適正な処理を行い、年度末に教頭および保護者代

表の監査を受けた後、保護者へ報告する。

2 適切な指導の実施

(1) 指導における留意点

ア 校長、部活動顧問及び部活動指導員は、「運動部活動における総合的なガイドライン」、「文化部活動における総合的なガイドライン」、「部活動等の在り方に関する方針(改訂版)」、「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取り組み」及び「本方針」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。

イ 部活動顧問及び部活動指導員は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。

ウ 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。

○ 天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。

○ 夏季の活動においては、熱中症等に注意し高温注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わず、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等の参加についても同様とする。

エ 部活動では、「肉体や精神に相応の負荷を課すことで技能や能力、記録の向上を目指す指導」と「暴力・暴言等の許されない指導」をしっかりと線引きし、「暴力・暴言等の許されない指導」については絶対に行わない。

オ 部活動顧問や部活動指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。

○ 生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

○ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達個人差や性差、特に女子部員への科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問や部活動指導員は、中央競技団体等が作成する指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 部活動の休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下に基準を定める。

(1) 学期中の休養日

平日：1日以上 週末（土曜日及び日曜日）：1日以上

(2) 長期休業中の休養日

ア 休養日の設定は、学期中に準ずる。

イ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(3) 活動時間

平日：2時間程度 休業日等：3時間程度

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

ア 定期考査1週間前から部活動休止日とする。

※但し、内規に準じた届け出により活動が可能な場合もある。

イ 週末に大会参加や合同部活動等で活動した場合は休業日を他の日に振り替える。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会参加は年間活動計画に示すこととし、各種検定取得や行事等に支障のないようにする。

(2) 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を本校の内規に沿って提出する。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

(1) 校長は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいようなレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

(2) 校長は、県教育委員会と協力し、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

(3) 校長は、県教育委員会と協力し、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 年間計画及び活動実績の作成

(1) 部活動顧問は、4月末日までに年間の活動計画を作成し、所定の様式へ入力する。

(2) 部活動顧問は、毎月の活動計画を前月の25日までに、活動実績を翌月の10日までに作成し所定の様式へ入力する。

(3) 部活動担当は、年間の活動計画及び毎月の活動計画・実績報告を確認する。

上記方針は、令和8年4月より実施する。

策定期日：令和8年4月